

令和5年12月5日

令和5年 第4回杵築市議会定例会

提出議案説明書

令和5年第4回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

物価高騰が続く中、国は11月2日に5本の柱で構成する「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定しました。その柱の一つである「物価高から国民生活を守る」対策では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減額を実施するとしています。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月からスタートできるよう、税制改正において検討し、結論を得るとしています。

また、物価高に最も苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けるとしています。

本年夏以降1世帯当たり3万円の支援を開始してきた国の「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行うとしています。

減税分を除く総合経済対策の財源の裏付けとなる令和5年度補正予算案につきましては、11月10日に閣議決定され、20日に国会に提出されたところです。

本市としましては、今般の経済対策の早期執行が求められる趣旨を十分に理解し、国からの正式な通知があり次第、予算化・事務執行に取り組むとともに「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューを活用した支援についても積極的に予算化してまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第70号から議案第75号までの令和5年度各会計の補正予算について、説明を申し上げます。

議案第70号 令和5年度杵築市一般会計補正予算（第7号）については、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費において、8億854万6千円を追加補正し、補正後の予算総額を197億5,257万7千円としました。

補正の概要を歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費ですが、「上村^{かむら}の郷^{さと}」の利用者数・宿泊者数がコロナ以前の水準まで回復しておらず、今後の事業継続を確保するための指定管理委託料の増額70万円、大田庁舎の空調機の改修経費4,092万7千円、小中学生までの児童生徒及び今年度から無償化の対象とした高校生の医療費助成を増額する経費1,129万6千円、令和6年度から個人住民税の納付書に地方税統一QRコードを印字するためのシステム改修経費136万4千円、同じく令和6年度から市県民税均等割に併せて賦課される森林環境税に対応するためのシステム改修経費84万7千円、氏名の読み仮名に係る戸籍法の改正に対応するため、戸籍附票システム等を改修する経費1,055万1千円を計上しました。

民生費では、当初の見込みよりも利用実績が増加したことによる障がい者自立支援サービス給付費の増額7,196万8千円、ひとり親家庭等及び小中学生までの児童生徒の医療費助成を増額する経費839万2千円、当初の見込みよりも支給額が増加したことによる生活保護費の増額1,002万8千円を計上しました。

衛生費では、水道事業会計の人員費に対する繰出金188万7千円を計上しました。

農林水産業費では、取組面積の増加に伴う多面的機能支払交付金の

増額 2 5 2 万 3 千円、薬用植物栽培圃場面積の拡大に伴い、出荷に係る調整作業を委託するための経費 2 7 5 万円、野菜の価格が著しく低下した場合に、価格差補給金を交付するための負担金 8 8 万 5 千円、市が推進する園芸品目である高糖度かんしょへの転換を支援するため、土壌改良機の導入に対して補助する経費 8 5 万 6 千円、大分県漁業学校で研修を受けた新規漁業就業者に対する補助金 7 5 万円を計上しました。

土木費では、錦城第 1 ポンプ場水門改修工事費 6 4 0 万 4 千円を計上しました。

消防費では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を受けるにあたり、対象区のハザードマップを作成し、配布する経費 2 0 1 万 1 千円を計上しました。

教育費では、指定寄附金を財源として、学校教育支援センターにドローンの研修や備品を購入し、児童生徒が活動するための環境を整備する経費 1 0 0 万 3 千円、文化体育館の新紙幣対応券売機を購入する経費 1 3 0 万 7 千円を計上しました。

災害復旧費では、令和 5 年梅雨前線豪雨による農林水産業施設災害復旧工事費 2, 2 2 0 万円を計上しました。

公債費では、後年度負担を緩和するため、民間資金から借り入れた市債の繰上償還額 5 億 7, 9 1 1 万 7 千円を計上しました。この措置により、令和 6 年度の単年度の償還額を約 7, 0 0 0 万円軽減するものです。

また、大田庁舎空調機改修工事、錦城第 1 ポンプ場水門改修工事については、年度内の完成が困難となることから、令和 6 年度へ繰り越して実施するため、繰越明許費の設定を行いました。このほか、令和 6 年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しています。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、地方交付税、

国県支出金、基金繰入金、繰越金等です。

次に、議案第71号 令和5年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、令和6年度から国民健康保険税の納付書に地方税統一QRコードを印字するためのシステム改修経費100万5千円を計上しました。

次に、議案第72号 令和5年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、令和6年度介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費と人件費の調整により、384万2千円を計上しました。

次に、議案第73号 令和5年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、令和6年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しました。

次に、議案第74号 令和5年度杵築市水道事業会計補正予算（第3号）については、人事異動等に伴う人件費809万6千円を計上しました。あわせて、令和6年度の浄水用薬品購入の債務負担行為を計上しました。

次に、議案第75号 令和5年度杵築市下水道事業会計補正予算（第2号）については、令和6年度の管理委託等の契約事務執行のため債務負担行為を計上しました。

以上、令和5年度一般会計及び各特別会計等の補正予算について、その概要を申し上げました。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第76号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等については、地方自治法の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文等の所要の改正を行うものです。

次に、議案第77号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、森林環境税の創設に伴う規定及び生活保護の調査に要する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第78号 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、令和5年人事院勧告を基に、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、国家公務員の特別職の職員の期末手当が引き上げられたことにより、本市の議会議員の期末手当をこれに準じて引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第79号 杵築市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第80号 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、令和5年人事院勧告を基に、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、国家公務員の特別職の職員の期末手当が引き上げられたことにより、本市の特別職の期末手当をこれに準じて引き上げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 8 1 号 杵築市職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和 5 年大分県人事委員会勧告にて、一般職の職員の給料月額や勤勉手当の引上げが勧告されたことに伴い、本市においても県と同程度の給与水準を保つため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 8 2 号 杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、職員の持家に係る住居手当の支給に対する経過措置が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって終了するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 8 3 号 農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整理等については、農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、関係条例の整理等を行うため、所要の改正等を行うものです。

次に、議案第 8 4 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、国に準じて基準を改正するため、所要の改正を行うものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第 8 5 号 大分市と杵築市との公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務の委託の協議については、規約を定め大分市に委託するための協議を行うことについて、地方自治法第 2 5 2

条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第86号 杵築市立石地区グラウンドの指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「立石地区グラウンド管理運営委員会」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第87号 杵築市山香温泉風の郷市場の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「大分県農業協同組合」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第88号 杵築市堆肥化处理施設の指定管理者の指定については、同施設の指定管理者に「公益社団法人 杵築市地域活性化センター」を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第89号 杵築市社会教育文化財施設の指定管理者の指定については、きつき城下町資料館本館・中根邸・一松邸、杵築城、大原邸、佐野家、重光家、北浜口番所、藩校模型学習館、磯矢邸及び能見邸の指定管理者を「一般社団法人 杵築市観光協会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第90号 市道の路線廃止及び路線認定については、小
がくらこびらせん 及び あゆがえりいけだせん 小ケ倉小平線 及び 鮎 帰池田線の路線廃止と お がくら こびらいちごうせん お がくら こ
びら に ごうせん あゆがえりいけだいちごうせん 鮎 帰池田1号線 及び 鮎 帰池田2号線 の路線認定をするため、

道路法第10条第3項及び道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案6件、条例議案9件、一般議案6件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告第38号から報告第40号までについて、説明を申し上げます。

まず、報告第38号 令和5年度杵築市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについては、ふるさと納税に係る寄附金の増加に伴う返礼品等の経費や省エネ性能の高い家電製品等への買換え費用に対して補助する経費が早急に必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第39号及び報告第40号 専決処分の報告については、本市が管理する市道で発生した物損事故の道路損害賠償責任に関する示談について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくようお願い申し上げます。

